

北斗市地域公共交通活性化協議会 参考資料

資料 1 - 1 北斗市地域公共交通活性化協議会設置要綱

資料 1 - 2 北斗市地域公共交通活性化協議会設置要綱（新旧対照表）

資料 2 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案（概要）
※国土交通省ホームページより

資料 3 （国土交通省開催）交通政策審議会交通体系分科会
第 18 回地域公共交通部会 配布資料＜抜粋＞
※国土交通省ホームページより

資料 4 令和 2 年度地域公共交通確保維持改善事業補助金
（地域公共交通調査事業（計画策定事業））交付申請書

別冊資料 第 2 期北斗市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和 2 年 3 月）
※公共交通に関する取組については、
「基本目標 4 (3) 持続可能な地域づくり②公共交通の充実」
に記載されています。

北斗市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）及び道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づく協議並びに北斗市内における地域公共交通の確保方策等について検討するため北斗市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 北斗市内における地域公共交通の確保方策及びサービスの充実等に関する事項
- (2) 道路運送法の規定に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金・運行主体の選定等に関する事項
- (3) 地域需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項
- (4) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づく地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する事項
- (5) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会の委員（以下「委員」という。）は 25 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 北海道運輸局函館運輸支局長の指名する職員
- (2) 渡島総合振興局長の指名する職員
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の代表者又は指名する職員
- (4) 鉄道事業者の指名する職員
- (5) 函館地区バス協会の指名する職員
- (6) 函館地区ハイヤー協会の指名する職員
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の指名する者
- (8) 医療機関又は産業団体の代表者
- (9) 住民又は利用者の代表者
- (10) 道路管理者の指名する職員
- (11) 函館中央警察署長の指名する職員
- (12) 学識経験者
- (13) 北斗市長の指名する職員
- (14) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(役員)

第 5 条 協議会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 人

(2) 副会長 1人

(3) 監事 2人

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 監事は、委員の互選により定める。

6 監事は、協議会の会計を監査する。

7 会長、副会長及び幹事は、相互に兼ねることはできない。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議決を要する事項は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて協議会に関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

5 運行主体の選定にあたり、選定対象となる運行主体に関係する者が会議の委員である場合には、当該委員はその議事に加わることはできない。

6 協議会は原則として公開とする。この場合において、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要については、市ホームページにおいて公表するものとする。

(ワーキンググループ)

第7条 協議会の目的達成に必要な事項について協議するため、ワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループは、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 学識経験者

(2) 交通事業関係者

(3) 関係行政機関職員

(4) その他市長が必要と認める者

(事務局)

第8条 協議会の庶務を処理するため、総務部企画課に事務局を置く。

(協議結果の取り扱い)

第9条 協議会において協議が整った事項について、協議会の委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(会計に関する事項)

第10条 協議会の経費は、国並びに北海道の補助金及び市の負担金をもって充てる。

2 予算及び決算は、協議会において審議決定する。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

4 前3項に規定するもののほか、会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散した場合の措置)

第11条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
(北斗市地域公共交通会議設置要綱の廃止)
- 2 北斗市地域公共交通会議設置要綱（平成19年北斗市訓令第18号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

北斗市地域公共交通活性化協議会設置要綱改正新旧対照表

改正前	改正後
<p>(役員)</p> <p>第5条 協議会に次に掲げる役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1人</p> <p>(2) 副会長 1人</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>(補足)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</p>	<p>(役員)</p> <p>第5条 協議会に次に掲げる役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1人</p> <p>(2) 副会長 1人</p> <p><u>(3) 監事 2人</u></p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p><u>5 監事は、委員の互選により定める。</u></p> <p><u>6 監事は、委員会の会計を監査する。</u></p> <p><u>7 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。</u></p> <p><u>(会計に関する事項)</u></p> <p><u>第10条 協議会の経費は、国並びに北海道の補助金及び市の負担金をもって充てる。</u></p> <p><u>2 予算及び決算は、協議会において審議決定する。</u></p> <p><u>3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。</u></p> <p><u>4 前3項に規定するもののほか、会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。</u></p> <p><u>(解散した場合の措置)</u></p> <p><u>第11条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。</u></p> <p>(補足)</p> <p>第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</p>

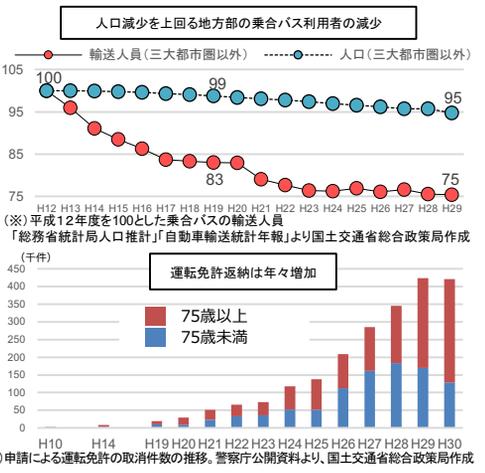
●持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案 <予算関連法律案>

背景・必要性

○人口減少の本格化、運転者不足の深刻化等に伴って、**公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増している**中、**高齢者の運転免許の返納が年々増加**する等、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要になっている。

○加えて、多様な関係者が連携し、**地域経済社会の発展に資する交通インフラを整備**することにより、生産性向上を図ることも必要となっている。

- 地方公共団体**が、交通事業者等と連携して、
- ①公共交通を中心に**地域の輸送資源を総動員**する交通計画を作成
 - ②最新技術等も活用しつつ、**既存の公共交通サービスの改善・充実**を徹底するとともに、**国が予算面とノウハウ面から支援**を行うことで、**持続可能な地域公共交通を実現**。



法案の概要

地域が自らデザインする地域の交通

【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

- 地方公共団体による「地域公共交通計画」(マスタープラン)の作成** (作成経費を補助 ※予算関連)
- ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送等)を位置付け、地域の移動ニーズにきめ細かく対応 (情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮)
 - ・定量的な目標設定や毎年度の評価等によりPDCAを実施
- 地域における協議の促進**
- ・**乗合バスの新規参入等**の申請があった場合、国土交通大臣が地方公共団体に対し**通知**



地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実

【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

輸送資源の総動員による移動手段の確保

- ①**維持が困難となったバス路線等**について、多様な選択肢を検討・協議し、地域に最適な**旅客運送サービスを継続**(地域旅客運送サービス継続事業)
- ②過疎地等で市町村等が行う**自家用有償旅客運送**の実施の円滑化
 - ・**バス・タクシー事業者**がノウハウを活用して**協力する**制度を創設し、実施を円滑化
 - ・**住民のみならず来訪者**も運送の対象に加え、観光ニーズへの対応を可能に
- ③鉄道・乗合バス等における**貨客混載**に係る手続の円滑化(貨客運送効率化事業)



既存の公共交通サービスの改善の徹底

- ①**利用者目線**による**路線・ダイヤの改善**、**運賃の設定**等を促進(地域公共交通利便増進事業)
 - ②**MaaS**に参加する複数の交通事業者の運賃設定に係る手続のワンストップ化、MaaS協議会制度の創設 (新モビリティサービス事業)
- ※MaaS: Mobility as a Service

交通インフラに対する支援の充実

【地域公共交通活性化再生法・物流総合効率化法】

- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による資金の貸付制度の拡充**
- ・多様な関係者の連携による**鉄道インフラ**や**物流拠点の整備** (※予算関連)



【目標・効果】地域の移動手段の確保・充実のため、地方公共団体主導で公共交通サービスを改善、地域の輸送資源を総動員する取組を推進

(KPI)	地域公共交通計画の策定件数	524件	(2019年7月時点)⇒	1,200件	(2024年度)
・	地域公共交通計画を立地適正化計画と併せて策定した市町村数	172市町村	(2019年7月時点)⇒	400市町村	(2024年度)
・	地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数	46件	(2019年7月時点)⇒	200件	(2024年度)

基本方針 (国土交通大臣・総務大臣が策定)

地域公共交通計画(仮称)

(原則として全ての地方公共団体が策定)

- 公共交通事業者による旅客運送サービスの提供に加えて、自家所有有償旅客運送や、スクールバス、福祉輸送等地域の旅客運送サービスの総動員
- 定量的な目標(利用者数、収支率、公的負担等)の設定と実施状況の分析・評価を明確化
- 乗合バス等の運行費補助との連動化
- マイカー利用者の潜在需要の取込みを目指す公共交通マーケティング手法の活用徹底

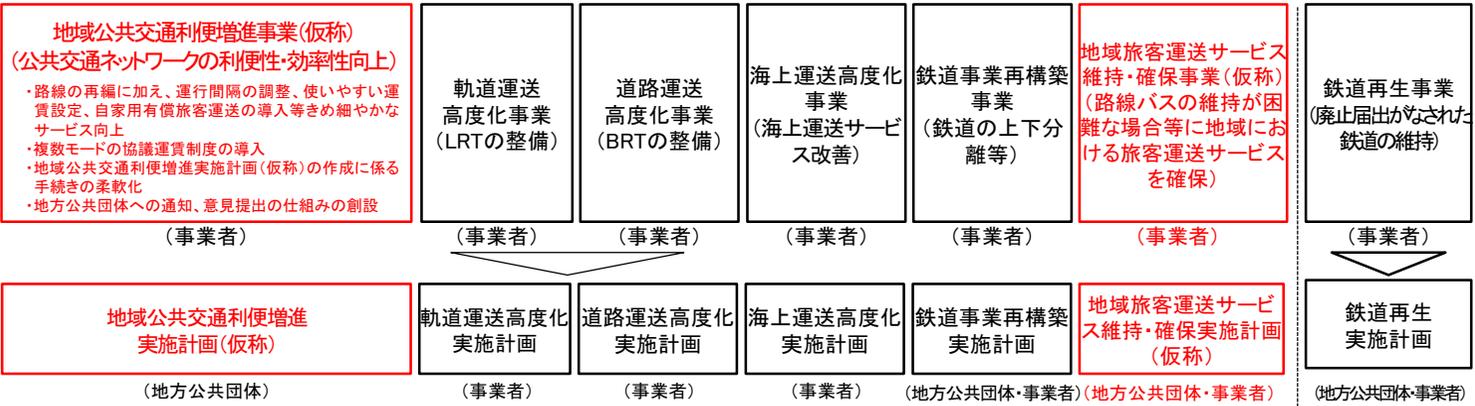
協議会を開催し策定
(地方公共団体・交通事業者・道路管理者・利用者・学識者等から構成)

新地域旅客運送事業計画

(DMV、水陸両用車等)
(事業者が策定)

地域公共交通特定事業

(必要に応じて地域公共交通計画(仮称)に事業実施を記載できる)



<独占禁止法特例法案
におおて措置>

共同経営計画
(仮称)

(事業者)

国土交通大臣が認可

法律の特例措置
(独占禁止法のカルテル規制の適用除外)

国土交通大臣が認定

法律の特例措置

国土交通大臣に届出

国土交通大臣が認定

法律の特例措置
(各事業法の事業許可等の一括取得)

※上記のほか、MaaSの円滑な普及や旅客運送事業と貨物運送事業のかけもちの円滑化に向けた措置も検討。

地域公共交通計画(仮称)作成の努力義務化

- 平成19年に地域公共交通活性化再生法を制定し、市町村が主体となって幅広い関係者の参加による協議会を設置し、「**地域公共交通総合連携計画**」を作成し、法定計画に基づき取組を推進する制度を創設。
- 平成26年に同法を改正し、①まちづくりと連携し、②面的な公共交通ネットワークを再構築するため、「**地域公共交通網形成計画**」を法定計画として規定。計画の作成主体について、市町村だけでなく、都道府県を追加。
- しかしながら、人口減少の本格化、運転者不足の深刻化等で**地域公共交通の経営環境は悪化し、路線廃止等が相次いでいる状況**。
- このため、これまでの法定計画を活かしつつ、「**地域公共交通ネットワークの形成**」に加え、「**地域における輸送資源を総動員**」することで、**持続可能な地域の旅客運送サービスの提供を確保することを目的とする「地域公共交通計画(仮称)」の作成・実施を推進する**。
- また、**地方公共団体による「地域公共交通計画(仮称)」の作成を努力義務化**し、国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進。

地域公共交通総合連携計画(H19)

(市町村が作成)

地域の多様な主体の連携による主体的で
創意工夫を活かした取組の推進

地域公共交通網形成計画(H26)

(市町村又は都道府県(市町村と共同)が作成)

まちづくりと連携した地域公共交通
ネットワークの形成の促進

地域公共交通計画(仮称)

(市町村又は都道府県(市町村と共同)が作成)

まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成



地域における輸送資源の総動員

持続可能な旅客運送サービスの提供の確保

地域旅客運送サービス

公共交通機関



鉄道



軌道



乗合バス



旅客船



乗用タクシー



デマンド交通



自家用有償旅客運送



スクールバス、福祉輸送、病院・商業施設等の送迎サービスなど

地方公共団体による計画作成を努力義務化することで、地域における取組を更に促進

様式第 5 - 1 (日本工業規格 A 列 4 番)

令和 2 年 5 月 11 日

国土交通大臣 殿

住 所 北斗市中央 1 丁目 3 番 10 号

氏名又は名称 北斗市地域公共交通活性化協議会

会長代理 副会長 菊池 幸恵



令和 2 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通調査事業 (計画策定事業)) 交付申請書

令和 2 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域公共交通調査事業 (計画策定事業)) 金 3,894,000 円を交付されるよう、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 5 条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

令和2年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
 (地域公共交通調査事業(計画策定事業)) 交付申請事業

補助対象事業者名 北斗市地域公共交通活性化協議会 (単位:円)

補助対象事業の 名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
【名称】 北斗市地域公共交通計画策定業務 【内容】 ・本市の公共交通に関する現況整理及び課題抽出 ・市民等の移動実態及びニーズ把握 ・地域公共交通計画(素案)とりまとめ ・協議会開催	着手予定日: 交付決定日以降 完了予定日: 令和3年3月31日	7,788,000	3,894,000

(添付書類)

- (1) 補助対象経費に係る見積書
- (2) その他補助金の交付に関して参考となる書類

地域公共交通調査事業（計画策定事業）の実施に関する計画

1. 当該地域の公共交通の概況・問題点

(1) 地域の概況

当市は、漁業、農業、商工業を中心として発展してきた上磯町と、農業を中心として発展してきた大野町が平成18年2月に道内35番目の都市として誕生した。

北海道の南端部に位置し、面積は397.44km²で、北西部の脊梁山脈から南東部にかけての緩傾斜に農耕地が拓け、東側の平坦な大野平野にも大規模な農耕地が拓けており、南部は海に面している。

また、平成28年3月には長年の悲願であった北海道新幹線が開業したことで、首都圏や北関東、東北地方との移動時間が大幅に短縮し、北海道の玄関口となった新函館北斗駅には、多くの観光客やビジネス客が訪れている。

人口推移は、国勢調査によると平成22年の48,032人をピークに減少傾向にあり、平成27年では46,390人となっている。また、社人研（社会保障・人口問題研究所）の推計でも、今後の総人口の減少とともに、高齢化率の増加が見込まれている。

(2) 公共交通の概況

当市の公共交通は、路線バス、鉄道（JR、いさりび鉄道）、タクシーで構成されている。路線バスは、市内の主要幹線道路である国道227号、228号を経由し、函館市まで至る系統が主である一方、市内完結路線として新函館北斗駅から上磯地区への二次交通機能を有する路線（市が赤字補填を実施）が1系統運行している。鉄道は、JR北海道が運行する函館本線と北海道新幹線、道南いさりび鉄道が運行する道南いさりび鉄道線がある。

(3) 公共交通の問題点

本市は、2つの自治体が合併したまちであることから、市街地が分散しており、また郊外には人口減少が特に進んでいる地域がある。また、函館市のベッドタウンとして発展してきたことから、国道227号、国道228号の2路線を中心に函館市に向けて放射線状に公共交通が運行しているものの、その2つの道路を直に結ぶ路線がほぼないことから、市内には公共交通運行便数が少ない区域や、乗降所・駅までの距離が遠い区域があり、地域ごとに公共交通に対する様々なニーズがある。

公共交通は、買い物や通院などの日常生活や通学、通勤など市民の移動手段として欠かすことのできないものであるが、今後は運転免許証の自主返納や高齢化により、身近な移動がますます困難になることから、早急に対応を検討する必要がある。

各公共交通の問題点として、鉄道交通においては、北海道新幹線開業により経営が移管され、五稜郭—木古内間を運行している道南いさりび鉄道の経営環境が厳しい中、沿線市民の生活路線として確保する必要がある。

バス交通については、現状、函館バスが23路線運行しているが、北海道新幹線開業による環境変化や先に述べた新たな交通需要にも対応しつつ、路線を維持していく必要がある。

さらに、通勤・通学にあたっては、企業や学校が独自に送迎バスを運行しており、複数の公共交通が競合している現状にあることから、市内を運行するすべての公共交通を整理し、今後の市の公共交通のマスタープランとなる地域公共交通計画（仮称）を策定する必要がある。

2. 目指す交通計画と策定調査の必要性

北斗市では、少子高齢化や人口減少の進行などにより、公共交通を取り巻く環境や交通需要が変化している中で、本市に最適な、利用者に身近で持続可能な新たな公共交通を検討するため、平成30年11月に北斗市地域公共交通活性化協議会を設置した。

協議会の開催にあたっては、市民の公共交通の利用状況やニーズの把握をするため、市民アンケート調査を実施したところ、デマンド型乗合タクシーのニーズが高齢者を中心に一定以上あったことから、市としての運行計画案を提示し、交通事業者や学識経験者から意見を伺ったものの、合意形成には至らなかった。

そのため、デマンド型乗合タクシーの運行だけに限らず、本市全体の公共交通の現状や利用状況、住民の移動ニーズを詳細に把握した上で、改めて本市のもつ公共交通の課題を改めて洗い出し、課題解決に向けて、実証運行の実施や既存事業者との調整なども踏まえ、本市の公共交通の基本指針となる「北斗市地域公共交通計画」を策定する。

なお、北斗市地域公共交通計画については、令和3年度に策定することとしており、令和2年度は計画策定のための基礎調査の実施、北斗市地域公共交通計画素案のとりまとめ、最終計画策定に向けた詳細調査の実施を想定している。

また、事業の実施にあたっては、地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）の活用も視野に入れ、検討する。

3. 事業の実施内容	
実施項目	実施内容
1 本市の公共交通に関する現況整理及び課題抽出	市の現況（人口・世帯状況、施設分布、道路現況等）を整理するとともに、公共交通（鉄道・バス・ハイヤー等）の運行状況や運行実績等の現況調査を行い、実態を把握する。 また、その実態及び市民等の実態・ニーズを総合的に分析し、本市の課題を抽出する。
2 市民等の移動実態及びニーズ把握	市民の移動実態（目的別、地域別の需要、マイカーの有無等）や公共交通へのニーズを把握するため、アンケート調査や地域懇談会等を実施する。
3 地域公共交通計画（素案）とりまとめ	上記1, 2を踏まえ、第2次北斗市総合計画や第2期北斗市まち・ひと・しごと創生総合戦略などの関連計画と連携した、持続可能な公共交通体系の構築に向けた「北斗市地域公共交通計画(素案)」を取りまとめる。
4 協議会開催	計画策定に向けた上記1, 2の結果を受け、具体的な計画内容等について議論するため、学識経験者や地域住民等から構成される協議会を開催する。

4. スケジュール				
実施項目	4月	9月	12月	3月
1 本市の公共交通に関する現況整理及び課題抽出				
2 市民等の移動実態及びニーズ把握				
3 地域公共交通計画（素案）とりまとめ				
4 協議会開催				

様式第5-1 別紙

5. 予算計画				
実施項目	総事業費 (見込み)	補助対象経費 (見込み)	国費 (見込み)	地域の負担 (見込み)
1 本市の公共交通に関する 現況整理及び課題抽出	647 千円	647 千円	323 千円	324 千円
2 市民等の移動実態及びニ ーズ把握	4,919 千円	4,919 千円	2,460 千円	2,459 千円
3 地域公共交通計画(素案) とりまとめ	1,749 千円	1,749 千円	874 千円	875 千円
4 協議会開催	473 千円	473 千円	237 千円	236 千円
合計	7,788 千円	7,788 千円	3,894 千円	3,894 千円